

個人番号等の提供について

名護市長（名護市福祉事務所長） 殿

令和 年 月 日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を含む特定個人情報（以下「個人番号等」という。）について、

次のとおり、補装具費（購入・修理）支給申請書に使用することについて提供します。

《本人の個人番号等の提供》

- 私は、私の個人番号等を個人番号及び身元が確認できる方法により提供します。
- 私は、私の個人番号等を個人番号利用事務実施者が当該関係事務を処理するために必要な限度で取得することに同意します。

署名 _____

《同一世帯の世帯員の個人番号等の提供》

- 私は、私と同一世帯の世帯員の個人番号等を個人番号が確認できる方法により全て提供します。
- 私は、私と同一世帯の一部世帯員の個人番号等を個人番号が確認できる方法により提供しますが、都合により提供できない者について個人番号利用事務実施者が当該関係事務を処理するために必要な限度で取得することに同意します。
- 私は、私と同一世帯の全世帯員の個人番号等を個人番号利用事務実施者が当該関係事務を処理するために必要な限度で取得することに同意します。

署名 _____

《代理人》

本人からの依頼に基づき手続を行う上で、個人番号利用事務実施者が当該関係事務を処理するために必要な限度で個人番号等を取得することに同意します。

署名 _____

提供しませんので、関係法令により処理してください。

署名 _____

※以下は事務職員が使用します。

番号確認：個人番号カード 個人番号通知カード 個人番号付き住民票
身元確認：個人番号カード 運転免許証 パスポート 身体障害者手帳等 医療保険被保険者証 年金手帳 児童扶養手当証書 他
()